

◆変更届の手続きフロー (令和6年4月1日以降)

申請者	許可権者 (市街地整備課)	施行者 (各事務所)
軽微変更の相談 (電話・メール等)	 ◎	
◎ (電話・メール等)	←  軽微変更である旨の回答	
変更届の提出 (事務所へ来所)		◎
◎ (事務所へ来所)		協議済印の押印・控えの交付

変更届提出の要否について、具体例は以下のとおりです。

	具体例
<p>軽微な変更該当するもの (変更届の提出が必要なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初申請していたCBの延長の変更 ・工作物の種類の変更(例:CB→地先境界ブロック) ・当初申請していた土間コンの施行範囲の変更で、道路や隣地境界まで及ぶもの ・造成高さの変更(当初申請内容に造成が含まれておらず、新規に盛土をするものについては再度申請が必要) ・相続による申請者の名義変更 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>軽微な変更該当しないもの (再度申請が必要なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当初申請に含まれていない申請行為(当初工作物(CB等)のみを申請していたが、変更で建築物(住宅等)を追加で申請しようとするもの) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>変更届を要さないもの (手続き不要なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕、ライフラインの引込み、当該土地区画整理事業の行為、将来管理者と協議済の道路構造物等、簡易な行為であるもの ・排水経路の変更 ・CBの高さの変更、既存CBへのフェンスの設置 ・建築物等の材質、規格の変更 ・可動式の工作物の設置等 ・許可通知後に分割を伴う仮換地変更指定による申請行為の場所の変更 ・工事着手・完了予定年月日の変更 ・誤記(誤字・脱字等)の訂正 <p style="text-align: right;">など</p>

※ご不明な点がございましたら市街地整備課までお問い合わせください。